

保護者等各位

宮城県宮城広瀬高等学校
校長 千葉 忠幸
(公印省略)

学校感染症における出席停止について

学校保健安全法第19条により、生徒が指定された感染症にかかった場合、本人の速やかな治癒と他への感染防止のため、出席停止の措置をとることになっております。お子様が医師より指定された感染症と診断された場合は、医師の指示のもと、御家庭で充分休養させてください。

医師から登校の許可が下りましたら、別紙の登校許可証明書に保護者等が記入していただき、貼付欄に診療明細書等の書類の写しを添付の上、学級担任を通して保健室まで提出してください。

(備考)

- ・出席停止期間は学校保健安全法で定められておりますが、医師が感染及び余病のおそれがないと認めた日までとなります。
- ・登校許可証明書の貼付欄には診断を行ったことが明確なもの(診療明細書・薬の説明書等)で本人の氏名、受診日等が記入されているもののコピーを添付してください。
- ・出席停止の期間は「欠席」の取り扱いにはいたしません。
- ・医師から登校許可の指示が無かった場合等は、学校に御相談ください。

《主な学校感染症と出席停止の期間》

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後(発熱した翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、下顎腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎 及び第三種*	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後(症状がでた翌日を1日目として)5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。

※第三種・・・流行性角結膜炎・感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑・溶連菌感染症など